

令和7年2月19日 招集

令和7年門真市教育委員会第2回定例会

議 案 書

門真市教育委員会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
令和7年2月19日（水）午後1時30分
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第1号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について	1
第4	議案第2号	門真市学校給食の実施に関する規則の制定について	4
第5	議案第3号	動産（（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品）の取得の申出について	6
第6	議案第4号	動産（中学校用指導書）の取得の申出について	8
第7	議案第5号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	9
第8	議案第6号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の申出について	12
第9	議案第7号	門真市立学校設置条例の一部改正の申出について	14
第10	議案第8号	令和6年度教育費補正予算の見積り申出について	25
第11	議案第9号	令和7年度教育費当初予算の見積り申出について	27
第12		諸報告	34

議案第 1 号

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、門真市教育委員会から門真市長部局の職員に補助執行を行わせているもののうち、次の事項の補助執行を解消する旨協議するにつき、門真市教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

令和7年4月1日に門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置するにつき、門真市立幼稚園が廃止となるため、現在こども部保育幼稚園課で実施している門真市立幼稚園に関する事務の補助執行の解消にあたって協議を行うものである。

門真市長 宮本 一孝 様

門真市教育委員会教育長

八木下 理香子

教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消について（協議）

このことにつきまして、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき市長部局の職員に補助執行させているものの一部事務に係る補助執行を解消するにつき、別紙のとおり協議します。

○教育委員会の権限に属する事務の補助執行の解消に係る協議について

1. 概要

令和7年4月1日に門真市立大和田幼稚園及び門真市立上野口保育園を統合し、幼保連携型認定こども園として門真市立上野口保育園を設置するに伴い、門真市立幼稚園が廃止となるため、現在こども部保育幼稚園課で実施している門真市立幼稚園に関する事務の補助執行の解消にあたって協議を行うもの。

2. 補助執行について

補助執行とは、事務権限を教育委員会としつつ、事務を市長部局の職員により執行することであり、門真市教育委員会名により実施する。

3. 補助執行を解消する事務について

現在こども部保育幼稚園課で実施している門真市立幼稚園に関する事務について補助執行を解消する。

4. スケジュール

協議の同意後、「門真市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」を教育委員会で一部改正する。

5. 補助執行を解消する時期

令和7年4月1日とする。

議案第2号

門真市学校給食の実施に関する規則の制定について

門真市学校給食の実施に関する規則を次のように制定するにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年門真市条例第34号）第3条第2項の規定に基づき、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるにつき、本案を提出するものである。

門真市学校給食の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例(令和6年門真市条例第34号。以下「条例」という。)第3条第2項の規定に基づき、学校給食の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(学校給食実施日)

第3条 学校給食を実施する日は、校長が定める。

(細目)

第4条 この規則に定めるもののほか、学校給食の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

動産（（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品）
の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

記

- 1 取得する動産 （仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校給食棟備品
- 2 取得価額 98,890,000円
- 3 取得の相手方 大阪市生野区巽南五丁目4番14号
株式会社中西製作所大阪支店
支店長 堀田 敦志

参考資料

主要購入備品一覧表

番号	品名	数量
1	シンク	21台
2	洗浄機	1台
3	回転釜	8台
4	消毒保管機	13台
5	炊飯器	5台
6	冷蔵庫	10台
7	冷凍庫	3台
8	洗米機	1台

議案第4号

動産（中学校用指導書）の取得の申出について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、動産の取得を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する動産 | 中学校用指導書 427冊 |
| 2 | 取得価額 | 22,754,600円 |
| 3 | 取得の相手方 | 門真市幸福町15番15号
株式会社かたの書房 門真支店
代表取締役 富田 多恵子 |

議案第 5 号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 19 日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本案を提出するものである。

改正後		改正前	
		中学生海外派遣研修事業 委託事業者選定委員会委員	日 8,400円
		略	
いじめ問題対策連絡協議 会委員	日 8,400円		—
いじめ重大事態調査委員 会委員	日 8,400円		—
略		略	
備考 1～3 略 4 <u>いじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u> 5 略		備考 1～3 略 — — — — — — — — — 4 略	

議案第6号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正の申出について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

学校いじめ防止対策審議会委員について、日額により難い特別な勤務に従事した場合における報酬額を定めるにつき、本案を提出するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>学校いじめ防止対策審議会委員及びいじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>	<p>別表（第1条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>いじめ重大事態調査委員会委員の報酬額は、日額により難しい場合として任命権者が認める特別な勤務に従事したときは、この表の規定にかかわらず、月ごとに10,000円に当該月における従事時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第7号

門真市立学校設置条例の一部改正の申出について

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

提案理由

門真市立水桜小学校及び門真市立第四中学校を廃止し、義務教育学校として門真市立水桜学園を設置するにつき、本案を提出するものである。

門真市立学校設置条例の一部を改正する条例

門真市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(設置)</p> <p>第1条 門真市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の定めるところにより<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>の名称並びに位置は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立水桜学</u></td> <td><u>門真市脇田町4番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>園</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	} 略		<u>門真市立水桜学</u>	<u>門真市脇田町4番1号</u>	<u>園</u>		<p>(設置)</p> <p>第1条 門真市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条の定めるところにより<u>小学校及び中学校</u>を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>門真市立小学校及び中学校</u>の名称並びに位置は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立水桜小</u></td> <td><u>門真市三ツ島6丁目2</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校</u></td> <td><u>番1号</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td><u>門真市立第四中</u></td> <td><u>門真市江端町3番1号</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	} 略		<u>門真市立水桜小</u>	<u>門真市三ツ島6丁目2</u>	<u>学校</u>	<u>番1号</u>	} 略		<u>門真市立第四中</u>	<u>門真市江端町3番1号</u>	<u>学校</u>		} 略					
名称	位置																												
} 略																													
<u>門真市立水桜学</u>	<u>門真市脇田町4番1号</u>																												
<u>園</u>																													
名称	位置																												
} 略																													
<u>門真市立水桜小</u>	<u>門真市三ツ島6丁目2</u>																												
<u>学校</u>	<u>番1号</u>																												
} 略																													
<u>門真市立第四中</u>	<u>門真市江端町3番1号</u>																												
<u>学校</u>																													
} 略																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第16項の規定は、公布の日から施行する。

(門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正)

2 門真市立小・中学校施設設備使用条例（昭和51年門真市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校施設設備使用条例</u>	<u>門真市立小・中学校施設設備使用条例</u>
(目的)	(目的)

改正後	改正前
<p>第1条 門真市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の施設設備（以下「施設」という。）の使用に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）及びその他の法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（使用許可）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 委員会は、前項の許可については、あらかじめ当該学校の長に、当該施設の使用許可に関し必要な意見を聞かなければならない。</p>	<p>第1条 門真市立小・中学校（以下「学校」という。）の施設設備（以下「施設」という。）の使用に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）及びその他の法令に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（使用許可）</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 委員会は、前項の許可については、あらかじめ当該小・中学校の長に、当該施設の使用許可に関し必要な意見を聞かなければならない。</p>

（門真市行政手続条例の一部改正）

- 3 門真市行政手続条例（平成11年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市立の中学校、小学校、義務教育学校又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(10) 略</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 市立の中学校、小学校 又は幼保連携型認定こども園において、教育の目的を達成するために、生徒、児童若しくは幼児又はこれらの保護者に対してされる処分及び行政指導</p> <p>(5)～(10) 略</p>

（門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 4 門真市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年門真市条例第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第4条</p>

改正後	改正前
第1項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校、義務教育学校及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	第1項の規定に基づき、門真市立の小学校、中学校_____及び幼保連携型認定こども園の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（以下「学校医等」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）に対する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

（門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正）

5 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立水桜学園放課後児童クラブ</td> <td>門真市脇田町4番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入会の資格）</p> <p>第4条 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（入会の許可等）</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校又は義務教育学校内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、市長が特に必要と認める児童については、この限りでない。</p>	名称	位置	} 略		門真市立水桜学園放課後児童クラブ	門真市脇田町4番1号	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 放課後児童クラブの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">} 略</td> </tr> <tr> <td>門真市立水桜小学校放課後児童クラブ</td> <td>門真市三ツ島6丁目2番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入会の資格）</p> <p>第4条 放課後児童クラブに入会することができる児童は、本市に在住し、かつ、小学校_____に就学している児童であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>（入会の許可等）</p> <p>第5条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の許可を受けて児童が入会できる放課後児童クラブは、当該児童が在籍する小学校_____内に設置された放課後児童クラブとする。ただし、放課後児童クラブの運営に支障のない場合において、市長が特に必要と認める児童については、この限りでない。</p>	名称	位置	} 略		門真市立水桜小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号
名称	位置												
} 略													
門真市立水桜学園放課後児童クラブ	門真市脇田町4番1号												
名称	位置												
} 略													
門真市立水桜小学校放課後児童クラブ	門真市三ツ島6丁目2番1号												

(門真市附属機関に関する条例の一部改正)

6 門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 略		1 略	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務	門真市学校適正配置審議会	門真市立小学校及び中学校の規模及び配置の適正化に関する必要な事項についての調査審議に関する事務
） 略		） 略	
門真市結核対策委員会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務	門真市結核対策委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る結核検診及び結核対策の管理方針についての調査審議に関する事務
門真市中心臓検診委員会	門真市立小学校、中学校及び義務教育学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務	門真市中心臓検診委員会	門真市立小学校及び中学校の児童及び生徒に係る心臓検診の結果及び心臓病対策の管理方針についての調査審議に関する事務
） 略		） 略	
3 略		3 略	

(門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正)

7 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導</u> ができる教育環境づくり	<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導</u> ができる教

改正後	改正前
<p><u>の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>においてきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p><u>育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>門真市立小学校及び中学校</u>においてきめ細かな指導ができる教育環境づくりを実施するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「市費負担教員」という。）の任用、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
 8 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校又は義務教育学校の前期課程</u>（以下「小学校等」という。）に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校</u> _____ に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(開所時間及び日数)</p> <p>第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし</p>

改正後	改正前
<p>て、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校等</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校等</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校等</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校等</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校<u>及び義務教育学校等</u>関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	<p>て、その地域における児童の保護者の労働時間、<u>小学校</u>の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(1) <u>小学校</u>の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間</p> <p>(2) <u>小学校</u>の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、<u>小学校</u>の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第21条 放課後児童健全育成事業者は、本市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校_____等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>

(門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

9 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年門真市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、<u>義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校_____、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業(法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。)を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなけ</p>

改正後	改正前
<p>なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校及び義務教育学校の前期課程</u>における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校、義務教育学校、</u>特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校、義務教育学校</u>、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 略</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、<u>小学校</u> _____ における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他<u>小学校</u> _____、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第27条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設は、<u>小学校</u> _____、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。</p>

(門真市職員の退職管理に関する条例の一部改正)

10 門真市職員の退職管理に関する条例（平成28年門真市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者への届出)</p> <p>第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則等で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企</p>	<p>(任命権者への届出)</p> <p>第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則等で定めるものに就いている職員であった者（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企</p>

改正後	改正前
業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則等で定める場合を除き、規則等で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(門真市立学校設置条例(昭和39年条例第21号)第2条に規定する門真市立小学校、 <u>中学校及び義務教育学校</u> に勤務する府費負担教職員にあっては、門真市教育委員会)に規則等で定める事項を届け出なければならない。	業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則等で定める場合を除き、規則等で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者(門真市立学校設置条例(昭和39年条例第21号)第2条に規定する門真市立小学校及 <u>び中学校</u> に勤務する府費負担教職員にあっては、門真市教育委員会)に規則等で定める事項を届け出なければならない。

(門真市立総合体育館条例の一部改正)

- 11 門真市立総合体育館条例(平成28年門真市条例第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第14条関係) 1～2 略 3 トレーニングルーム <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> 備考 1 トレーニングルームは、中学生 <u>(義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。)</u> 以下の者は利用することができない。 2～3 略 4 幼児体育室 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> 備考 1 幼児体育室は、小学生 <u>(義務教育学校の前期課程に就学する児童を含む。)</u> 以上の者(幼児に付き添う保護者を除く。)は、利用することができない。 2～4 略 5～7 略	別表(第14条関係) 1～2 略 3 トレーニングルーム <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> 備考 1 トレーニングルームは、中学生 <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> 以下の者は利用することができない。 2～3 略 4 幼児体育室 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">略</div> 備考 1 幼児体育室は、小学生 <hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/> 以上の者(幼児に付き添う保護者を除く。)は、利用することができない。 2～4 略 5～7 略

(門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正)

- 12 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例(令和6年門真市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>門真市立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>門真市立小学校及び中学校</u>（以下「学校」という。）における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

13 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員、<u>門真市会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年門真市条例第17号）第1条に規定するパートタイム会計年度任用職員、門真市会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年門真市条例第18号）第1条に規定するフルタイム会計年度任用職員及び門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u></p>

(門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

14 門真市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年門真市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員を除く。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(門真市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

15 門真市職員の育児休業等に関する条例（平成22年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの及び市費負担教員（<u>門真市立学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～イ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの及び市費負担教員（<u>門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例</u>（平成25年門真市条例第29号）第1条に規定する市費負担教員をいう。）（以下「非常勤職員等」という。）以外の非常勤職員等</p> <p>ア～イ 略</p>

(準備行為)

16 門真市立水桜学園放課後児童クラブに係る入会の許可等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第8号

令和6年度教育費補正予算の見積り申出について

令和6年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

債務負担行為
追加

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)門真市立統合中学校整備PFI事業(令和7年度以降維持管理費改定分)	令和7年度	千円
)	1,594
	令和8年度	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの の 支出見込額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国府 支出金	地方債	その他	
(仮称)門真市立統合 中学校整備PFI事業 (令和7年度以降維持 管理費改定分)	千円 1,594		千円 —	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 1,594	千円 —	千円 —	千円 —	千円 1,594

議案第9号

令和7年度教育費当初予算の見積り申出について

令和7年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和7年2月19日 提出

門真市教育委員会教育長 八木下 理香子

令和7年度 教育費当初予算見積書

歳入

単位 千円

項	目	令和7年度	令和6年度	説明
1. 負担金		0	0	
	(1)教育費負担金	153,261	2,206	・日本スポーツ振興センター個人負担金 ・給食費負担金
2. 使用料		3,304	2,338	
	(1)教育使用料	3,304	2,338	・学校施設設備使用料 ・行政財産目的外使用料
3. 国庫補助金		1,354,413	554,563	
	(1)教育費国庫補助金	1,354,413	554,563	・理科教育等設備整備費補助金 ・修学旅行費補助金 ・要保護児童生徒医療費補助金 ・特別支援教育就学奨励費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・学校給食施設整備事業交付金 ・北巢本小学校大規模改造（教育内容）事業交付金 ・住宅市街地総合整備事業費補助金 ・切れ目ない支援体制整備充実事業補助金 ・都市構造再編集中支援事業費補助金 ・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 ・公立学校施設整備費負担金 ・公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金
4. 府補助金		309,872	37,093	
	(1)民生費府補助金	6,525	3,492	・子どもの貧困緊急対策事業費補助金
	(2)教育費府補助金	303,347	33,601	・教育支援体制整備事業費補助金 ・大阪府教育委員会スクールソーシャルワーカー活用事業費補助金 ・運動部活動の地域移行に向けた実証事業補助金 ・文化部活動の地域移行等に向けた実証事業補助金 ・校内教育支援センター支援員配置事業補助金 ・公立学校情報機器整備費補助金 ・子ども・子育て支援交付金 ・総合相談事業交付金 ・教育コミュニティづくり推進事業費補助金 ・市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金
5. 基金繰入金		1,257,263	453,629	
	(1)教育振興基金繰入金	1,257,263	453,629	・教育振興基金繰入金
6. 雑入		52,280	52,463	
	(1)雑入	52,280	52,463	・給食用廃油売却代金 ・賠償保険金 ・給食棟設備等使用料

7. 市債	6,230,900	2,357,600	
(1)教育債	6,230,900	2,357,600	<ul style="list-style-type: none"> ・五月田小学校給食棟整備事業債 ・住宅市街地総合整備事業債 ・門真、二島、古川橋、上野口、五月田、東小学校 屋内運動場LED照明設備改修整備事業債 ・速見小学校屋内運動場空調設置他工事業債 ・門真みらい小学校屋内運動場空調設置他工事業債 ・大和田小学校屋内運動場屋上防水改修他工事業債 ・新統合学校整備事業債 ・二島、速見、上野口小学校給食棟整備事業債 ・住宅市街地総合整備事業債
合計	9,208,032	3,457,686	(対前年度比 5,750,346)

歳出
款 教育費

単位 千円

項	目	令和7年度	令和6年度	説明
1.	教育総務費	10,106,719	4,186,756	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,464	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	9,577,589	3,673,457	・幼児教育推進事業 ・教育振興基本計画策定事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・GIGAスクール構想推進事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業 ・いじめ防止対策事業
	(3) 教育振興費	509,157	491,061	・就学援助事業 ・教職員研修事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・特別支援教育推進事業 ・学校図書館司書配置事業 ・教育課程事業 ・学力向上事業 ・医療的ケア児に対する看護師配置事業 ・四中校区ブランディング事業 ・探究的な学び推進事業 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 ・部活動地域移行検討事業 「チーム学校」支援体制充実事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・関係組織運営・補助事務
	(4) 人権教育推進費	7,957	7,771	・人権教育推進支援事業
	(5) 教育センター費	5,552	8,003	・教職員研修事業

2. 小学校費	846,490	822,820	
(1) 学校管理費	846,490	822,820	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・小学校施設整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
3. 中学校費	384,583	470,289	
(1) 学校管理費	321,156	406,862	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
(2) 学校建設費	63,427	63,427	・門真はすはな中学校施設建設費割賦払金
4. 幼稚園費	0	61,926	
△ 幼稚園管理費	0	61,926	・公立幼稚園運営事業
5. 社会教育費	11,115	9,657	
(1) 社会教育総務費	352	335	・学校施設開放事業等
(2) 青少年費	10,763	9,322	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成団体等支援事業 ・二十歳のつどい事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・地域学校協働本部事業
6. 保健体育費	848,390	709,101	
(1) 保健体育総務費	848,390	709,101	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健事業 ・給食運営事業 ・学校体育施設開放事業
合 計	12,197,297	6,260,549	(対前年度比 5,936,748)

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 新統合小学校整備に伴う仮設校舎他整備事業	令和8年度) 令和11年度	千円 40,154
学校適正配置推進事業 (学校備品等廃棄・移送)	令和7年度) 令和8年度	84,212
第四中学校空調移設業務委託	令和7年度) 令和8年度	231,000
(仮称) 第四中学校区小中一貫校維持管理業務委託	令和7年度) 令和8年度	30,606
(仮称) 新統合小学校他整備工事に伴う四宮小学校解体工事	令和7年度) 令和8年度	694,716
G I G Aスクールネットワーク整備業務委託 (運用保守)	令和7年度) 令和12年度	13,365
英語教育活動派遣業務委託 (13)	令和7年度) 令和8年度	24,124

四宮・水桜小学校給食棟備品等廃棄業務委託	令和7年度	千円 979
	） 令和8年度	
学校し尿浄化槽維持管理業務委託（5）	令和7年度	72
	） 令和8年度	
第四中学校給食棟備品等移設業務委託	令和7年度	996
	） 令和8年度	
第四中学校給食棟備品等廃棄業務委託	令和7年度	935
	） 令和8年度	
学校給食調理業務委託 （31）	令和7年度	486,684
	） 令和10年度	

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	いじめ重大事態に係る損害賠償請求訴訟について
2	令和7年度当初教職員数の見通し等について